

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4961214号
(P4961214)

(45) 発行日 平成24年6月27日(2012.6.27)

(24) 登録日 平成24年3月30日(2012.3.30)

(51) Int.Cl. F 1
G 0 6 T 7 / 0 0 (2006.01) G 0 6 T 7 / 0 0 5 1 0 B

請求項の数 28 (全 21 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2007-671 (P2007-671) (22) 出願日 平成19年1月5日(2007.1.5) (65) 公開番号 特開2007-293807 (P2007-293807A) (43) 公開日 平成19年11月8日(2007.11.8) 審査請求日 平成21年8月27日(2009.8.27) (31) 優先権主張番号 特願2006-91807 (P2006-91807) (32) 優先日 平成18年3月29日(2006.3.29) (33) 優先権主張国 日本国(JP)</p>	<p>(73) 特許権者 000153443 株式会社日立情報制御ソリューションズ 茨城県日立市大みか町5丁目2番1号 (74) 代理人 110000350 ポレール特許業務法人 (72) 発明者 高橋 健太 神奈川県川崎市麻生区王禅寺1099番地 株式会社日立製作所システム開発研究所 内 (72) 発明者 比良田 真史 神奈川県川崎市麻生区王禅寺1099番地 株式会社日立製作所システム開発研究所 内</p>
---	--

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 生体認証方法およびシステム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

個人の生体情報の登録画像と照合画像との相互相関に基づいて個人を認証する生体認証方法において、

該画像を攪乱するためのフィルタ、および該フィルタの逆フィルタを作成し、該生体情報から作成された該登録画像に該フィルタを作用させて登録テンプレートを作成して記憶装置に登録しておき、

認証時に、個人から取得した生体情報から作成された照合画像に該逆フィルタを作用させ、該逆フィルタの作用後の照合画像と該登録テンプレートとの相互相関に基づいて個人を判定することを特徴とする生体認証方法。

【請求項2】

生体情報の登録時には、該登録画像をフーリエ変換して、前記攪乱するためのフィルタを周波数空間上で作用させ、認証時には、該照合画像をフーリエ変換し、該逆フィルタを周波数空間上で作用させることを特徴とする請求項1の生体認証方法。

【請求項3】

登録時には、該登録画像を数論変換し、前記攪乱するためのフィルタを数論変換後空間上で作用させ、認証時には、該照合画像を数論変換し、該逆フィルタを数論変換後空間上で作用させることを特徴とする請求項1の生体認証方法。

【請求項4】

前記攪乱するためのフィルタおよび該逆フィルタは、該フィルタを作用させて作成する登

録テンプレート、および該逆フィルタを作用させて作成する照合画像がランダムな値を有するように設定することを特徴とする請求項 1 の生体認証方法。

【請求項 5】

該登録画像および該照合画像の輝度値は、0、1、2 の 3 種類の値を有する 3 値画像であり、

登録時には、該登録画像で輝度値が 2 となる画素の輝度値を 0 に変更し、輝度値が 0、1 の 2 種類の値を有する 2 値画像を登録 2 値画像として作成し、該登録画像と前記登録 2 値画像それぞれに該攪乱するためのフィルタを作用させ登録テンプレートとし、

認証時には、該照合画像で輝度値が 2 となる画素の輝度値を 0 に変更し、輝度値が 0、1 の 2 種類の値を有する 2 値画像を照合 2 値画像として作成し、該照合画像と該照合 2 値画像それぞれに該逆フィルタを作用させ、

該登録テンプレートの登録画像と照合画像の相互相関、および登録 2 値画像と照合 2 値画像の相互相関を用いて距離値を算出して本人が否かを判定することを特徴とする請求項 1 の生体認証方法。

【請求項 6】

生成された前記逆フィルタは、ユーザが所持する記録媒体又は該端末装置内の記憶部に記憶することを特徴とする請求項 1 乃至 5 のいずれかの生体認証方法。

【請求項 7】

適用する対象に応じて該フィルタおよび該逆フィルタの係数を変更して使用することを特徴とする請求項 1 乃至 6 のいずれかの生体認証方法。

【請求項 8】

ネットワークを介して接続される端末装置とサーバとを用いて、個人の生体認証を行う生体認証システムにおいて、

該端末装置は：

採取された個人の生体情報から登録又は照合のための画像を作成する画像作成部と、該画像を攪乱するためのフィルタおよび逆フィルタを作成するフィルタ生成部と、該画像作成部により作成された該画像に、該フィルタ生成部で生成されたフィルタを作用させて登録テンプレートを作成し、又は該画像に該逆フィルタを作用させて照合画像を作成する変換部と、少なくとも該登録テンプレート又は該照合画像を含む情報を該サーバに送信する第 1 通信部と、を有し、

該サーバは：

該端末装置から送信される情報を受信する第 2 通信部と、第 2 通信部を介して受信された該登録テンプレートを記憶装置に記憶する登録部と、認証時に該第 2 通信部を介して得られた該照合画像と該記憶装置に記憶された該登録テンプレートとを照合して両者の相互相関を判断する照合部と、を有し、該照合部の判断結果に応じて個人を認証することを特徴とする生体認証システム。

【請求項 9】

登録テンプレートを更新する時に、該端末装置は、新たにフィルタおよび逆フィルタを作成して保存し、既存のフィルタと新たなフィルタの差分を求め、フィルタの差分を該サーバへ送信し、該サーバは、受信したフィルタの差分を既に登録済みの該登録テンプレートに作用させて、新たなテンプレートを作成して該記憶装置に登録することを特徴とする請求項 8 の生体認証システム。

【請求項 10】

生体情報の登録時には、登録画像をフーリエ変換して、前記攪乱するためのフィルタを周波数空間上で作用させ、認証時には、照合画像をフーリエ変換し、該逆フィルタを周波数空間上で作用させることを特徴とする請求項 8 又は 9 の生体認証システム。

【請求項 11】

前記攪乱するためのフィルタおよび該逆フィルタは、該フィルタを作用させて作成する登録テンプレート、および該逆フィルタを作用させて作成する照合画像がランダムな値を有するように設定することを特徴とする請求項 8 乃至 10 のいずれかの生体認証システム。

10

20

30

40

50

【請求項 12】

適用するシステムに応じて該フィルタおよび該逆フィルタの係数を変更して使用することを特徴とする請求項 8 乃至 11 のいずれかの生体認証システム。

【請求項 13】

個人の生体情報の登録画像と照合画像との相互相関に基づいて生体認証を行うサーバに接続して使用される端末装置において、

生体情報を採取する生体採取手段と、採取された個人の生体情報から登録又は照合のための画像を作成する画像作成部と、該画像を攪乱するためのフィルタおよび逆フィルタを作成するフィルタ生成部と、該画像作成部により作成された該画像に、該フィルタ生成部で生成されたフィルタを作用させて登録テンプレートを作成し、又は該画像に該逆フィルタを作用させて照合画像を作成する変換部と、少なくとも該登録テンプレート及び該照合画像を含む情報を該サーバに送信する通信部と、を有し、作成された該登録テンプレート又は該照合画像を含む情報を該サーバへ送信して生体認証に供することを特徴とする端末装置。

10

【請求項 14】

個人の生体情報の登録画像と照合画像との相互相関に基づいて生体認証を行う他の装置に接続して使用される生体デバイスであって、

個人の生体情報を採取するセンサと、採取された個人の生体情報から登録又は照合のための画像を作成する画像作成部と、該画像を攪乱するためのフィルタおよび逆フィルタを作成するフィルタ生成部と、該画像作成部により作成された該画像に、該フィルタ生成部で生成されたフィルタを作用させて登録テンプレートを作成し、又は該画像に該逆フィルタを作用させて照合画像を作成する変換部と、を有し、作成された該登録テンプレート又は該照合画像を含む情報を該他の装置へ送信して生体認証に供することを特徴とする生体デバイス。

20

【請求項 15】

生体情報の登録時には、登録画像をフーリエ変換して、前記攪乱するためのフィルタを周波数空間上で作用させ、認証時には、照合画像をフーリエ変換し、該逆フィルタを周波数空間上で作用させることを特徴とする請求項 14 の生体デバイス。

【請求項 16】

ネットワークを介して接続される端末装置とサーバを有する生体認証システムで実行されて個人の生体認証を行うプログラムであって、

該端末装置においては、採取された個人の生体情報から登録又は照合のための画像を作成する画像作成手段と、該画像を攪乱するためのフィルタおよび逆フィルタを作成するフィルタ生成手段と、該画像作成手段により作成された該画像に、該フィルタ生成手段で生成されたフィルタを作用させて登録テンプレートを作成し、又は該画像に該逆フィルタを作用させて照合画像を作成する変換手段と、少なくとも該登録テンプレート及び該照合画像を含む情報を該サーバに送信する手段と、を実現する機能を有し、

該サーバにおいては、該端末装置から送信されて得られた該登録テンプレートを記憶装置に記憶する登録手段と、認証時に該端末装置から送信して得られた該照合画像と該記憶装置に記憶された該登録テンプレートとを照合して両者の相互相関を判断する照合手段と、を実現する機能を有し、該照合手段による判断結果に応じて認証することを特徴とする端末装置及びサーバ上で実行されるプログラム。

30

40

【請求項 17】

登録画像上で一箇所以上の座標を選択し、該座標のそれぞれを中心とする所定の大きさの局所画像を切り出し、照合画像上で該座標の周辺画像と該局所画像との相互相関または距離により該局所画像に関する一致または不一致を判定し、一致となった局所画像の数に基づいて本人を判定することを特徴とする請求項 1 乃至 7 のいずれかの生体認証方法。

【請求項 18】

前記登録画像上で選択される座標は、該登録画像において特徴的な構造を持つ点の座標であることを特徴とする請求項 17 の生体認証方法。

50

【請求項 19】

前記登録画像上で選択される座標は、該登録画像において特徴的な構造を持つ点の座標およびランダムに選択された点の座標であることを特徴とする請求項 17 の生体認証方法。

【請求項 20】

前記生体情報は指紋であり、前記特徴的な構造を持つ点是指紋の端点または分岐点であり、前記座標は指紋のコアを原点として計算されることを特徴とする請求項 18 又は 19 の生体認証方法。

【請求項 21】

前記生体情報は指静脈であることを特徴とする請求項 1 乃至 7 のいずれかの生体認証方法。

10

【請求項 22】

ネットワークを介して接続される端末装置とサーバとを用いて、個人の生体認証を行う生体認証システムにおいて、

該端末装置は：

採取された個人の生体情報から登録又は照合のための画像を作成する画像作成部と、該画像上で一箇所以上の座標を選択し、該座標のそれぞれを中心とする所定の大きさの局所画像を切り出す局所画像切り出し部と、該局所画像の各々に対してそれを攪乱するためのフィルタおよび逆フィルタを作成するフィルタ生成部と、該局所画像切り出し部により作成された該局所画像に、該フィルタ生成部で生成されたフィルタを各々作用させて登録テンプレートを作成し、又は該画像に該逆フィルタを作用させて照合用局所画像を作成する変換部と、少なくとも該登録テンプレート又は該照合用局所画像を含む情報を該サーバに送信する第 1 通信部と、を有し、

20

該サーバは：

該端末装置から送信される情報を受信する第 2 通信部と、第 2 通信部を介して受信された該登録テンプレートを記憶装置に記憶する登録部と、認証時に該第 2 通信部を介して得られた該照合用局所画像と該記憶装置に記憶された該登録テンプレートとを照合して両者の相互相関により一致または不一致を判断する局所画像照合部と、該局所画像のうち一致したものの数に基づいて生体情報の一致または不一致を判定する判定部と、を有し、該判定部の判断結果に応じて個人を認証することを特徴とする生体認証システム。

30

【請求項 23】

登録テンプレートを更新する時に、該端末装置は、前記各座標に対して新たにフィルタおよび逆フィルタを作成して保存し、各々既存のフィルタと新たなフィルタの差分を求め、フィルタの差分を該サーバへ送信し、該サーバは、受信した各フィルタの差分を既に登録済みの該登録テンプレートに各々作用させて、新たなテンプレートを作成して該記憶装置に登録することを特徴とする請求項 22 の生体認証システム。

【請求項 24】

生体情報の登録時には、登録から切出した各局所画像をフーリエ変換して、前記攪乱するためのフィルタを周波数空間上で作用させ、認証時には、照合画像から切出した各局所画像をフーリエ変換し、該逆フィルタを周波数空間上で作用させることを特徴とする請求項 22 又は 23 の生体認証システム。

40

【請求項 25】

生体情報の登録時には、登録から切出した各局所画像を数論変換して、前記攪乱するためのフィルタを数論変換後の画像に作用させ、認証時には、照合画像から切出した各局所画像を数論変換し、該逆フィルタを数論変換後の画像に作用させることを特徴とする請求項 22 又は 23 の生体認証システム。

【請求項 26】

前記攪乱するためのフィルタおよび該逆フィルタは、該フィルタを作用させて作成する登録テンプレート、および該逆フィルタを作用させて作成する照合画像がランダムな値を有するように設定することを特徴とする請求項 22 乃至 25 のいずれかの生体認証システム。

50

【請求項 27】

登録画像上で一箇所以上の座標を選択し、該座標のそれぞれを中心とする所定の大きさの局所画像を切り出し、照合画像上で該座標の周辺画像と該局所画像との相互相関または距離により該局所画像に関する一致または不一致を判定し、一致となった局所画像の数に基づいて本人を判定することを特徴とする請求項 16 のプログラム。

【請求項 28】

個人の生体認証を行う生体認証システムにおいて、
採取された個人の生体情報から登録又は照合のための画像を作成する画像作成部と、該画像を攪乱するためのフィルタおよび逆フィルタを作成するフィルタ生成部と、該画像作成部により作成された該画像に、該フィルタ生成部で生成されたフィルタを作用させて登録
10
テンプレートを作成し、又は該画像に該逆フィルタを作用させて照合画像を作成する変換部と、該登録テンプレートを記憶装置に記憶する登録部と、認証時に得られる該照合画像と該記憶装置に記憶された該登録テンプレートとを照合して両者の相互相関を判断する照合部と、を有し、該照合部の判断結果に応じて個人を認証することを特徴とする生体認証システム。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、個人の生体情報を用いて本人を認証する生体認証方法およびシステムに関する。
20

【背景技術】**【0002】**

生体情報を用いた個人認証システムは、初期の登録時に個人の生体情報を取得し、特徴量と呼ばれる情報を抽出して登録する。この登録情報をテンプレートという。認証時には、再び個人から生体情報を取得して特徴量を抽出し、先に登録されたテンプレートと照合して本人か否かを確認する。

【0003】

クライアントとサーバがネットワークを介して接続されたシステムにおいて、サーバがクライアント側にいるユーザを生体認証する場合、典型的にはサーバがテンプレートを保持する。クライアントは認証時にユーザの生体情報を取得し、特徴量を抽出してサーバへ
30
送信し、サーバは特徴量をテンプレートと照合して本人か否かを確認する。

【0004】

しかし、テンプレートは個人を特定することのできる情報であるため、個人情報として厳密な管理が必要とされ、高い管理コストが必要となる。例え厳密に管理されていても、プライバシーの観点からテンプレートを登録することに心理的な抵抗を感じる人も多い。また、一人の個人が持つ種類の生体情報の数には限りがある（例えば指紋は10本の指のみ）ため、パスワードや暗号鍵のように容易にテンプレートを変更することができない。仮にテンプレートが漏洩して偽造の危険が生じた場合、その生体認証を使用することができなくなるという問題がある。さらに、異なるシステムに対して同じ生体情報を登録している場合には他のシステムまで脅威にさらされることになる。
40

【0005】

上記問題に関する対策として、特許文献1（特開2001-7802号公報）には、生体情報を暗号して認証サーバに送信する方法が開示されている。この方法によれば、認証時には一旦復号化する必要があるため、高度な攻撃による漏洩や、サーバ管理者による意図的な漏洩を防ぐことが困難であり、プライバシー問題への対策としても不十分である。

【0006】

そこで、生体情報の登録時に特徴量を一定の関数とクライアントが持つ秘密のパラメータで変換し、元の情報を秘匿した状態でテンプレートとしてサーバに保管し、認証時にクライアントが新たに抽出した生体情報の特徴量を、同じ関数とパラメータで変換してサーバへ送信し、サーバは受信した特徴量とテンプレートを変換された状態のまま照合する方
50

法（キャンセルラブル生体認証という）が提案されている。

【0007】

この方法によれば、クライアントが変換パラメータを秘密に保持することで、サーバは認証時においても元の特徴量を知ることができず、個人のプライバシーが保護される。またテンプレートが漏洩した場合にも、変換パラメータを変更して再度テンプレートを作成、登録することで、安全性を保つことができる。更に異なるシステムに対して同じ生体情報を用いる場合に、各々異なるパラメータで変換したテンプレートを登録することで、一つのテンプレートが漏洩しても他のシステムの安全性が低下することを防止することができる。

【0008】

キャンセルラブル生体認証の具体的な実現方法は、生体情報の種類や照合アルゴリズムに依存する。非特許文献1において、顔画像を用いたキャンセルラブル生体認証の実現方法が提案されている。この方法は、顔画像を周波数空間に変換し、登録時には照明変動などを吸収するフィルタを作成してテンプレートとし、認証時には入力した顔画像に対してテンプレートを用いたフィルタ処理を行い、出力パターンに対するしきい値判定により認証を行うものである。

【0009】

【特許文献1】特開2001-7802号公報

【特許文献2】特開2004-178606号公報

【特許文献3】特開2001-344213号公報

【非特許文献1】M.Savvides, B.V.K.Vijayakumar and P.K.Khosla, "Authentication-Invariant Cancelable Biometric Filters for Illumination-Tolerant Face Verification", Biometric Technology for Human Identification, Proceedings of SPIE Vol.5404, P156-163

【非特許文献2】Naoto Miura, Akio Nagasaka, Takafumi Miyatake, "Feature extraction of finger-vein patterns based on repeated line tracking and its application to personal identification", Machine Vision and Applications (2004) Vol.15, P.194-203

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0010】

上記特許文献1によれば、生体情報を利用した遠隔本人認証システムにおいて、入力された生体情報をクライアント側で暗号化して送信し、認証サーバで復号化している。これにより、ネットワークを介した生体認証システムにおいても生体情報を安全に送受信することができる。しかしながら、認証サーバ内で生体情報を復号化するため、個人の生体情報をサーバ管理者に対して秘匿することができない。このため、不慮の事故やサーバ管理者の不正に起因して平文の生体情報が漏洩してしまう可能性がある。また個人にとってのプライバシーに関する抵抗感を低減することができないという課題も残る。

【0011】

非特許文献1によれば、登録テンプレートにランダムフィルタを作用させることによりキャンセルラブル化を実現することができるが、画像どうしの相互相関を照合値とするような照合アルゴリズムに対してこの方法を適用してキャンセルラブル化する場合、照合値が大きく異なってしまう照合精度を劣化させるという問題が生じる。

【0012】

また、登録画像と照合画像の輝度値が生体としての特徴を示す程度に応じて3種類の値を有する3値画像である場合に、3値画像同士の距離値を照合値とするような照合アルゴリズムに対しても、非特許文献1で提案されている方法ではキャンセルラブル化を実現することができない。

【0013】

本発明の目的は、所定の特性を持つ照合アルゴリズムに対し、照合精度を劣化させるこ

10

20

30

40

50

となくキャンセルブル化を実現する生体認証を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0014】

本発明は、個人の生体情報の登録画像と照合画像との相互相関に基づいて個人を認証する方法において、登録時には、画像を攪乱するためのフィルタ、および逆フィルタを作成し、生体画像から作成された登録画像に該フィルタを作用させて登録テンプレートを作成して記憶装置に登録しておき、認証時には、個人から取得した生体情報から作成された照合画像に逆フィルタを作用させ、逆フィルタの作用後の照合画像と登録テンプレートとの相互相関を用いて個人を判定するものである。

【0015】

また、本発明に係る生体認証システムは、好ましくは個人の生体認証を行う生体認証システムにおいて、採取された個人の生体情報から登録又は照合のための画像を作成する画像作成部と、該画像を攪乱するためのフィルタおよび逆フィルタを作成するフィルタ生成部と、該画像作成部により作成された該画像に、該フィルタ生成部で生成されたフィルタを作用させて登録テンプレートを作成し、又は該画像に該逆フィルタを作用させて照合画像を作成する変換部と、該登録テンプレートを記憶装置に記憶する登録部と、認証時に得られる該照合画像と該記憶装置に記憶された該登録テンプレートとを照合して両者の相互相関を判断する照合部と、を有し、該照合部の判断結果に応じて個人を認証する生体認証システムとして構成される。

【0016】

好ましい例によれば、本発明に係る生体認証システムは、ネットワークを介して接続される端末装置とサーバとを用いて、個人の生体認証を行う生体認証システムにおいて、端末装置は、採取された個人の生体情報から登録又は照合のための画像を作成する画像作成部と、画像を攪乱するためのフィルタおよび逆フィルタを作成するフィルタ生成部と、画像作成部により作成された画像に、フィルタ生成部で生成されたフィルタを作用させて登録テンプレートを作成し、又は画像に逆フィルタを作用させて照合画像を作成する変換部と、少なくとも登録テンプレート又は照合画像を含む情報をサーバに送信する第1通信部と、を有する。

サーバは、端末装置から送信される情報を受信する第2通信部と、第2通信部を介して受信された登録テンプレートを記憶装置に記憶する登録部と、認証時に第2通信部を介して得られた照合画像と記憶装置に記憶された登録テンプレートとを照合して両者の相互相関を判断する照合部と、を有し、照合部の判断結果に応じて個人の生体認証を行なう。

【0017】

また、本発明は、好ましくは、個人の生体情報の登録画像と照合画像との相互相関に基づいて生体認証を行う他の装置に接続して使用される生体デバイスであって、個人の生体情報を採取するセンサと、採取された個人の生体情報から登録又は照合のための画像を作成する画像作成部と、画像を攪乱するためのフィルタおよび逆フィルタを作成するフィルタ生成部と、画像作成部により作成された画像に、フィルタ生成部で生成されたフィルタを作用させて登録テンプレートを作成し、又は画像に逆フィルタを作用させて照合画像を作成する変換部と、を有し、作成された登録テンプレート又は照合画像を含む情報を他の装置へ送信して生体認証に供する生体デバイスとしても構成される。

【0018】

また、本発明は、好ましくはネットワークを介して接続される端末装置とサーバを有する生体認証システムで実行されて個人の生体認証を行うプログラムであって、端末装置においては、採取された個人の生体情報から登録又は照合のための画像を作成する画像作成手段と、画像を攪乱するためのフィルタおよび逆フィルタを作成するフィルタ生成手段と、画像作成手段により作成された画像に、フィルタ生成手段で生成されたフィルタを作用させて登録テンプレートを作成し、又は画像に逆フィルタを作用させて照合画像を作成する変換手段と、少なくとも登録テンプレート又は照合画像を含む情報をサーバに送信する手段と、を実現する機能を有し、

10

20

30

40

50

サーバにおいては、端末装置から送信されて得られた登録テンプレートを記憶装置に記憶する登録手段と、認証時に端末装置から送信して得られた照合画像と記憶装置に記憶された登録テンプレートとを照合して両者の相互相関を判断する照合手段と、を実現する機能を有し、照合手段による判断結果に応じて認証する、端末装置及びサーバ上で実行されるプログラムとして構成される。

【発明の効果】

【0019】

本発明によれば、画像どうしの相互相関に基づいた照合アルゴリズムにおいて、登録画像および照合画像をランダム化してサーバ管理者に対し画像を秘匿したまま認証を行うことが可能なキャンセル生体認証を実現することができる。

10

また、画像が3値画像である場合でかつ距離値を照合値とするような照合アルゴリズムにおいて、キャンセル生体認証を実現することができる。また、ランダム化した画像から元画像の復元を一層困難にするためのランダムなフィルタを作成することができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0020】

以下、図面を参照して、本発明の実施形態について説明する。

【実施例1】

【0021】

本実施形態では、指静脈画像をサーバに対して秘匿したまま、サーバ内で指静脈照合を行う、キャンセル指静脈認証システムを例に挙げて説明する。

20

【0022】

図1は、キャンセル指静脈認証のシステム構成を示す。

このキャンセル指静脈認証システムは、登録・認証時の指静脈画像取得、3値画像作成、およびランダム変換を行うクライアント端末（以下単にクライアント）100と、テンプレートの保管と照合を行うサーバ130が、インターネットやイントラネットのようなネットワークを介して接続して構成される。

【0023】

クライアント100はユーザ自身か又は信頼できる第三者によって管理され、指静脈の画像化を行う指静脈センサ110を有する共に、ユーザが携帯する携帯型記録媒体120を扱う。携帯型記憶媒体120はユーザが所持して管理する、ICカードやUSBメモリの如き記憶媒体である。勿論、携帯端末やフレキシブルディスクの媒体も利用可能である。例えば自宅からインターネットバンキングを行う場合、クライアント100はユーザが管理する自宅のPCであり、サーバ130は銀行が管理するサーバマシンとするような構成も可能である。

30

【0024】

クライアント端末100は、指静脈画像から指静脈パターンを抽出し3値化する3値画像作成部101と、登録時に各ピクセルにランダムな値を持つランダムフィルタのペアを生成するランダムフィルタ生成部103と、このランダムフィルタを用いて3値画像を変換してランダム画像を作成するランダム変換部102と、携帯型記録媒体120との間で通信を行う記録媒体I/F部104と、ネットワークを介して通信を行う通信部105を有して構成される。上記3値画像作成部101、ランダムフィルタ生成部103及びランダム変換部102の処理は、クライアント100のプロセッサがプログラムを実行することで実現される。なお、3値画像作成は、例えば、特開2004-178606公報（特許文献2）に開示された方法により実現できる。

40

【0025】

サーバ130は、ネットワークを介して通信を行う通信部131と、ランダム画像をテンプレートとして登録する登録部132と、テンプレートを記憶する記憶装置133と、認証時に新たに受信したランダム画像をテンプレートと照合してミスマッチ率を計算する照合部134を備えて構成される。登録部132及び照合部134における処理は、サーバ130がプログラムを実行することで実現される。

50

ここで、ミスマッチ率とは、対象としたランダム画像とテンプレートがどの程度似ていないかを示す指標であり、ミスマッチ率が小さいほど似ていると言える。なお、ミスマッチ率算出は、例えば非特許文献2に開示された方法を適用して実現できる。

【0026】

図2は、指静脈の登録処理及び認証処理動作のフローを示す。

まず、登録処理動作について説明する。

クライアント100において、指静脈センサ110はユーザの指静脈画像を取得する(S201)。そして、クライアント100は、指静脈画像から指静脈パターンを抽出し、3値化し、3値画像を作成する(S202)。

【0027】

ここで、3値画像の作成は、例えば特開2004-178606公報に記載の方法により実現できる。その方法によれば、登録時に作成する3値画像gの縦幅を H_e 、横幅を W_e とし、認証時に作成する3値画像fの縦幅を H_v 、横幅を W_v とすると、 $H_e < H_v$ 、 $W_e < W_v$ である。しかし本実施形態では、登録時の3値画像gのサイズを認証時の3値画像fのサイズに次の方法により拡張する。

始めに、gの中心をfの中心に合わせ、次にgの外側でfの内側の領域(つまりgからはみ出た領域)の画素の輝度値を1とする。これにより、gのサイズを縦幅 H_v 、横幅 W_v に拡張できる。

【0028】

次に、クライアント100は、ランダムフィルタペア(K, L)を生成する(S203)。

ここで、Kをランダムフィルタ、Lを逆ランダムフィルタと呼ぶ。

クライアント100は、逆ランダムフィルタLを、携帯型記憶装置120に書き込み、また逆ランダムフィルタLをクライアント内の記憶装置から消去する(S204)。この逆ランダムフィルタLは携帯型記憶媒体120内で保管され、サーバ130に対して秘匿する。

【0029】

クライアント100は、ランダム変換部102に上記ランダムフィルタKおよび前記3値画像gを入力し、出力されたランダム画像KGをサーバ130へ送信する(S205)。

ランダム変換の詳細については後述する。

サーバ130はそのランダム画像KGを受信し、これをテンプレートとして記憶装置133に登録する(S206)。

【0030】

次に、認証時の処理動作について説明する。

クライアント100は、指静脈センサ110を介してユーザの指静脈画像を取得する(S211)。

クライアント100は、指静脈画像から3値画像fを作成する(S212)。

ここで、3値画像の作成は、例えば特開2004-178606公報に記載された方法による。3値画像fのサイズは、縦幅 H_v 、横幅 W_v とする。

【0031】

次に、クライアント100は、携帯型記憶媒体120から前記逆ランダムフィルタLを読み込む(S213)。

そして、クライアント100は、ランダム変換部102に前記逆ランダムフィルタLおよびこの3値画像fを入力し、出力されたランダム画像LFをサーバ130へ送信する(S214)。

なお、ランダム変換の詳細については後述する。

【0032】

サーバ130はランダム画像LFを受信し、これを前記テンプレートKGと照合して本人の指静脈か否かを判定する(S215)。

なお、認証処理終了後、クライアント100は内部の記憶装置から前記逆ランダムフィルタLを消去する。

【0033】

以上の通り、サーバ130は変換されたランダム画像KGをテンプレートとして保管し、また認証時にも変換されたランダム画像LFを受信する。

ランダムフィルタK、および逆ランダムフィルタLをサーバ130に対して秘匿することにより、サーバ130は元の

10

20

30

40

50

指静脈 3 値画像 g および f を知ることができない。このためサーバ 130 に対してユーザの匿名性が高まり、プライバシーが保護される。また仮に、サーバ 130 からテンプレート KG が漏洩したとしても、元の 3 値画像 g が不明なため指静脈を偽造することができない。また、ランダムフィルタ K および逆ランダムフィルタ L を変更してテンプレートを更新することにより、同じ指を利用しつつ古いテンプレートを無効にすることができる。これにより高い安全性を実現し、かつサーバのテンプレート管理コストを削減することができる。

なお、本実施形態において、逆ランダムフィルタ L はユーザが所持する記録媒体に保管するが、クライアント 100 内に保管してもよく、またユーザが入力するパスワードから動的に生成するなどとしても良い。

【0034】

次に、図 3 を参照して、上述したランダムフィルタペア生成の動作について説明する。ここでは、ランダム変換中の基底変換をフーリエ変換した場合について、ランダムフィルタ生成部 103 でのランダムフィルタペア (K 、 L) 生成方法について述べる。この方法では、まずランダムフィルタ $K(u, v)$ を設定する。 (u, v) を基底変換後空間での座標とし、 (u, v) ごとに乱数を発生させ、それを $K(u, v)$ の値とする (S301)。次に、逆ランダムフィルタ $L(u, v)$ を設定する。 $L(u, v)$ は、 (u, v) ごとに対応する $K(u, v)$ の逆数 (あるいは乗法に関する逆元) を値として設定する (S302)。また、後述する通り、ランダム変換において 2 値画像作成を行うが、この 2 値画像を攪乱するためのランダムフィルタペア $K'(u, v)$ と $L'(u, v)$ は、上記と同様のフローを用いて別途作成する。

【0035】

このように生成されたランダムフィルタペア $K(u, v)$ を用いれば、テンプレートとしてサーバに登録すべき画像 $K(u, v) \cdot G(u, v)$ 、 $K'(u, v) \cdot G'(u, v)$ は攪乱されており、仮にサーバから $K(u, v) \cdot G(u, v)$ 、 $K'(u, v) \cdot G'(u, v)$ が漏洩しても、ランダムフィルタ $K(u, v)$ 、 $K'(u, v)$ を知らなければ、 $G(u, v)$ 、 $G'(u, v)$ を復元することは困難である。また、認証時にサーバに送信する画像についても、逆フィルタ $L(u, v)$ と $L'(u, v)$ を用いて $L(u, v) \cdot F(u, v)$ 、 $L'(u, v) \cdot F'(u, v)$ を作成することにより、攪乱することができる。これにより指静脈照合のキャンセルが可能となる。

【0036】

なお、他の例として、ランダムフィルタ生成部 103 におけるランダムフィルタペア (K 、 L) 生成を次のような方法によって実現しても良い。この方法では、ランダム変換部 102 の出力であるランダム画像 $K(u, v) \cdot G(u, v)$ 、 $L(u, v) \cdot F(u, v)$ が一様な乱数となるように、 $K(u, v)$ 、 $L(u, v)$ を設定する。

【0037】

以下、図 4 を用いて、この例について説明する。

クライアントは、まず、一様な乱数を (u, v) ごとに発生させる (S401)。次に、画像 $G(u, v)$ を受け取り、乱数 $R(u, v)$ を $G(u, v)$ で割り、これをランダムフィルタ $K(u, v)$ とする (S402)。次に、 $K(u, v)$ の逆数を計算し、これを逆ランダムフィルタ $L(u, v)$ とする (S403)。

このように生成されたランダムフィルタ $K(u, v)$ を用いれば、テンプレートとしてサーバに登録すべきランダム画像 $K(u, v) \cdot G(u, v)$ は $R(u, v)$ に等しく、一様な乱数となる。仮にサーバから $K(u, v) \cdot G(u, v)$ が漏洩しても、これが一様な乱数であるために、ランダムフィルタ $K(u, v)$ を知らなければ、指静脈画像であると判別できず、また $G(u, v)$ を復元することも困難である。このような方法によるランダムフィルタペアを生成すれば、サーバに保存するランダム画像 $K(u, v) \cdot G(u, v)$ の復元をさらに困難にすることができる。また、2 値画像 $G'(u, v)$ 、 $F'(u, v)$ に対して作用させるべきフィルタ $K'(u, v)$ 、 $L'(u, v)$ に関しても、上記と同様のフローを用いて設定することができる。

10

20

30

40

50

【0038】

次に、図5を参照してランダム変換の処理動作について説明する。

クライアント100は、ランダム変換部102に3値画像(g または f)を入力する。ランダム変換部102は、まず、3値画像の静脈画素数を計算する(S501)。登録時に、3値画像 $g(x, y)$ 上で輝度値が2となるピクセルの総和を求める。これを S_g とする。認証時に、3値画像 $f(x, y)$ 上で輝度値が2となるピクセルの総和を求める。これを S_f とする。

次に、ランダム変換部102は、3値画像から2値画像を作成する(S502)。この2値画像作成では、3値画像($g(x, y)$ または $f(x, y)$)の各ピクセルの輝度値が0および1の場合はそのままの値とし、2の場合はその値を0に置き換える。ここで作成した2値画像を $g'(x, y)$ および $f'(x, y)$ と呼ぶ。

【0039】

次に、ランダム変換部102は、3値画像($g(x, y)$ または $f(x, y)$)および2値画像($g'(x, y)$ または $f'(x, y)$)に対して基底変換を行う(S503)。

ここでは、基底変換としてフーリエ変換を例にとる。フーリエ変換により、画像 $g(x, y)$ はフーリエ画像 $G(u, v)$ に変換される。 $G(u, v)$ の値は、 x 方向の周波数を u 、 y 方向の周波数を v としたとき、 $g(x, y)$ の空間周波数成分を示す。以降、 $g(x, y)$ のフーリエ画像を $G(u, v)$ 、 $f(x, y)$ のフーリエ画像を $F(u, v)$ 、 $g'(x, y)$ のフーリエ画像を $G'(u, v)$ 、 $f'(x, y)$ のフーリエ画像を $F'(u, v)$ と呼ぶ。なお、基底変換としてフーリエ変換以外の数論変換を用いても良い。

【0040】

次に、ランダム変換部102は、ランダムフィルタを用いて前記フーリエ画像に対してランダムフィルタ演算を行う(S504)。登録時にはランダムフィルタ K を用いて G および G' に対して演算を行い、認証時には逆ランダムフィルタ L を用いて F および F' に対して演算を行う。

ここで、 K および L は、フーリエ画像のようなものであり、 x 方向の周波数 u および y 方向の周波数 v の組み合わせごとに値を持ち、 $K(u, v)$ 、 $L(u, v)$ と表せる。 $K(u, v)$ 、 $L(u, v)$ の値はランダムであるが、 $K(u, v) \cdot L(u, v) = 1$ という関係を持つものとする。さて、ランダムフィルタ演算の内容であるが、登録時には、 $K(u, v) \cdot G(u, v)$ および $K(u, v) \cdot G'(u, v)$ を計算し、認証時には $L(u, v) \cdot F(u, v)$ および $L(u, v) \cdot F'(u, v)$ を計算する。以降、これらの計算結果をランダム画像と呼ぶ。

このように、 $K(u, v)$ 、 $L(u, v)$ を知らない場合、これらランダム画像から元の画像 $G(u, v)$ や $F(u, v)$ を復元できないため、指静脈3値画像をサーバ130に対して秘匿させることができる。

【0041】

次に、図6を参照して、サーバ130の照合部134の処理動作について説明する。

サーバ130は、照合部134に、ランダム画像 $L(u, v) \cdot F(u, v)$ 、 $L(u, v) \cdot F'(u, v)$ 、およびテンプレート $K(u, v) \cdot G(u, v)$ 、 $K(u, v) \cdot G'(u, v)$ を入力する。

照合部134は、まず、 $L(u, v) \cdot F(u, v)$ と $K(u, v) \cdot G(u, v)$ の積、 $L(u, v) \cdot F'(u, v)$ と $K(u, v) \cdot G'(u, v)$ の積、を計算する(S601)。計算結果をそれぞれ $W(u, v)$ 、 $W'(u, v)$ と呼ぶ。

【0042】

次に、照合部134は、 $W(u, v)$ 、 $W'(u, v)$ に対して逆基底変換を行う(S602)。ここでは、逆基底変換として、フーリエ変換に対応する逆フーリエ変換を例にとる。 $W(u, v)$ の逆フーリエ変換の結果である $w(p, q)$ は、 $f(x, y)$ に対して $g(x, y)$ を (p, q) だけ平行移動した場合の相互相関の値を示す。また、 $W'(u, v)$ の逆フーリエ変換 $w'(p, q)$ は、同様に、 $f'(x, y)$ に対して $g'(x, y)$ を (p, q) だけ平行移動した場合の相互相関の値を示す。なお、基底変換としてフーリエ変換以

10

20

30

40

50

外の数論変換などを用いるならば、対応する逆変換を用いるのが好ましい。

【0043】

次に、照合部134は、 $w(p, q)$ 、 $w'(p, q)$ 、 Sg 、 Sf からミスマッチ率 $Rm(p, q)$ を計算する(5603)。

ミスマッチ率 $Rm(p, q)$ は、 $Sf + Sg - \{w(p, q) + w'(p, q)\} / 2$ を $Sf + Sg$ で割ったものである。 (p, q) を変数としたときのミスマッチ率 $Rm(p, q)$ の最小値を計算し、設定されたしきい値と比較し、しきい値より小さい場合には本人と判定し、しきい値より大きい場合には他人と判定する(5604)。

【0044】

ここで、ランダム画像 $K(u, v) \cdot G(u, v)$ 、 $K(u, v) \cdot G'(u, v)$ 、 $L(u, v) \cdot F(u, v)$ 、 $L(u, v) \cdot F'(u, v)$ から元の3値あるいは2値画像を復元することなく、照合を行っている点に注目すべきである。つまり、サーバ130に対し指静脈の3値画像あるいは2値画像を秘匿したまま、認証処理が可能となっている。これにより、テンプレート(ここでは指静脈の3値画像あるいは2値画像)保護型の指静脈認証を実現できる。なお、本実施形態では、 Sf および Sg はサーバ130に対して公開されるが、これらから元の3値画像を復元することは困難であり、秘匿上問題とはならない。

【0045】

なお、本実施形態において、次のような方法に従って、元の3値画像の復元困難性を向上させても良い。これは、ランダム変換部102での基底変換(5303)に数論変換を用いることにより、実現可能である。

はじめに2次元の場合の数論変換の概略について説明する。2次元データ列 $d(x, y)$ を与え、 x 、 y の範囲を $0 \leq x \leq N-1$ 、 $0 \leq y \leq N-1$ とする。ある整数 M として、次式を満たす1の原始 N 乗根 α が存在する。

【0046】

【数1】

$$\alpha^N = 1 \pmod{M}$$

【0047】

$d(x)$ に対する数論変換は、整数 M を法とする演算のもとで次式により定義される。

【0048】

【数2】

$$D(u, v) = \sum_{x=0}^{N-1} \sum_{y=0}^{N-1} d(x, y) \alpha^{ux+vy} \quad (0 \leq u, v \leq N-1)$$

【0049】

逆変換は次式で定義される。

【0050】

【数3】

$$d(x, y) = N^{-1} \cdot N^{-1} \sum_{u=0}^{N-1} \sum_{v=0}^{N-1} D(u, v) \alpha^{-(ux+vy)} \quad (0 \leq x, y \leq N-1)$$

【0051】

さて、本実施形態では、上記した3値画像($g(x, y)$ または $f(x, y)$)および2値画像($g'(x, y)$ または $f'(x, y)$)に対して2次元の数論変換を施し、変換後画像 $G_n(u, v)$ 、 $G'_n(u, v)$ 、 $F_n(u, v)$ 、 $F'_n(u, v)$ を作成する。

登録時には、上記のランダム変換で用いたランダムフィルタ $K(u, v)$ を $G_n(u, v)$ と $G'_n(u, v)$ に作用させるが、このとき整数 M を法として乗算を行う。また、上記の逆ランダムフィルタ $L(u, v)$ に対応するものは、 $K(u, v)$ の整数 M を法とした場合の逆

10

20

30

40

50

元 $L_n(u, v)$ を用いる。つまり、 $K(u, v) \cdot L_n(u, v) = 1 \pmod{M}$ が成立する。認証時には、この $L_n(u, v)$ を $F_n(u, v)$ 、 $F'_n(u, v)$ に作用させる。

【0052】

次に、図7を参照して、復元困難性が向上する理由を説明する。ここでは、 $K(u, v) \cdot G_n(u, v)$ を例にあげる。

攻撃者は、 $K(u, v) \cdot G_n(u, v)$ が既知の場合に、 $K(u, v)$ および $G_n(u, v)$ を知ることを目的としている。整数 M を法として $K(u, v) \cdot G_n(u, v)$ を求めるが、単なる整数としての演算により求めた $K(u, v) \cdot G_n(u, v)$ が M よりも大きい場合には、図7の数直線上で示すように、それを M で割った余りと同一視する。したがって、この例では、 $K(u, v) \cdot G_n(u, v)$ は、 $K(u, v)$ 、 $G_n(u, v)$ それぞれの値よりも小さい値となる。その結果、攻撃者が求めるべき $K(u, v)$ 、 $G_n(u, v)$ の候補として、 $K(u, v) \cdot G_n(u, v)$ よりも小さい $K(u, v)$ 、 $G_n(u, v)$ が挙がる。

10

【0053】

一方、上記フーリエ変換を用いる場合には、このような候補は挙がらない。したがって、攻撃者にとっては、可能な値の組み合わせが増大したため、総当たり攻撃に必要な計算量が増大することとなり、事実上、復元困難性が向上する。

【0054】

サーバ130からテンプレートが漏洩しリプレイアタックなどのリスクを回避するためには、定期的に、あるいはテンプレート漏洩発覚時に、サーバ130に登録されているキャンセル化されたテンプレートを更新することが好ましい。この際、指静脈自体の再登録は行わず、ユーザへの負荷を低減することも目的とする。以下、テンプレート更新方法の例について述べる。なお、この例ではランダム変換における基底変換にフーリエ変換を用いる前提で説明するが、数論変換など他の基底変換にも適用可能である。

20

【0055】

図8は、テンプレートの更新方法の処理動作を示す。

クライアント100は、新規にランダムフィルタペアを作成する(S801)。ここで、既存のランダムフィルタペアを (K_1, L_1) 、新規のランダムフィルタペアを (K_2, L_2) とする。ランダムフィルタペアの作成方法は、先に述べた例に従うのがよい。

【0056】

次に、クライアント100は、新規の逆ランダムフィルタ L_2 を携帯型記録媒体に書込み、既存の逆ランダムフィルタ L_1 を上書きする(S802)。次に、クライアント100は、 K_2 / K_1 を計算し、これをランダムフィルタ差分 K とする(S803)。次に、サーバ130は、クライアント100からランダムフィルタ差分 K を受信し、既存のテンプレート $K_1 G$ に作用させる(S804)。つまり、 $K(u, v) \cdot K_1(u, v) G(u, v)$ を計算する。 $K(u, v) = K_2(u, v) / K_1(u, v)$ であるため、この値は、 $K_2(u, v) G(u, v)$ に等しくなる。次に、サーバ130は、 $K_2(u, v) G(u, v)$ をテンプレートとして登録し、テンプレートを更新する(S805)。

30

【0057】

以上の処理により、新旧のランダムフィルタ K_1 、 K_2 をサーバ130に漏洩すること無く、また指静脈自体を再登録せずに、テンプレートの更新が可能となる。これにより、ユーザによる指静脈再登録の負荷を低減しつつ、キャンセル化されたテンプレートを更新し、リプレイアタックなどのリスクを回避することができる。

40

【0058】

上記した本実施形態に係る、生体情報をサーバに登録して照合を行う生体認証システムは、上記した例に限定されることなく、他にも適用可能である。例えば、社内ネットワークにおける情報アクセス制御や、インターネットバンキングシステム、ATM(銀行自動取引装置)における本人確認、会員向けWebサイトへのログイン、保護エリアへの入場時の個人認証などに適用できる。

【0059】

この場合、同じ個人が複数のシステムを利用するために個々のシステムに生体情報を登

50

録する事態が想定されるが、その場合には対象とするシステムに応じて上記のフィルタ及び逆フィルタの係数を変更して適用するのが好ましい。このように係数を変更しておくことで、あるシステムからの生体情報の漏洩に対して、他のシステムでの同じ生体情報の利用を保護することができる。

【実施例 2】

【0060】

次に、図 9 乃至 12 を参照して、第二の実施形態について説明する。

本実施形態は、指紋画像をサーバに対して秘匿したまま、サーバ内で指紋照合を行う、キャンセル指紋認証システムである。

【0061】

図 9 は、キャンセル指紋認証のシステム構成を示す。

このキャンセル指紋認証システムは、登録・認証時の指紋画像取得、2 値画像作成、コア・特徴点抽出、画像切り出し、およびランダム変換を行うクライアント端末（以下単にクライアント）900 と、テンプレートの保管と照合を行うサーバ 930 が、インターネットやイントラネットのようなネットワークを介して接続して構成される。

【0062】

クライアント 900 はユーザ自身か又は信頼できる第三者によって管理され、指紋の画像化を行う指紋センサ 910 を有する共に、ユーザが携帯する携帯型記録媒体 920 を扱う。携帯型記憶媒体 920 は上記第一の実施例と同様、ユーザが所持して管理する、IC カードや USB メモリの如き記憶媒体である。例えば、自宅からインターネットバンキングを行う場合、クライアント 900 はユーザが管理する自宅の PC であり、サーバ 930 は銀行が管理するサーバマシンとするような構成も可能である。

【0063】

クライアント 900 は、指紋画像を 2 値化する 2 値画像作成部 901 と、2 値画像からコア（指紋の渦の中心）と特徴点（指紋の隆線の端点および分岐点）の位置を検出するコア・特徴点抽出部 902 と、本来の特徴点座標とは別にダミーの特徴点の座標をランダムに生成するダミー特徴点生成部 903 と、各特徴点（本来の特徴点とダミー特徴点）に対してランダムフィルタのペアを生成するランダムフィルタ生成部 904 と、各特徴点を中心にチップ画像または周辺画像を切り出す画像切出し部 906 と、各チップ画像または周辺画像に対してそれぞれランダムフィルタを用いて 2 値画像を変換してランダム画像を生成するランダム変換部 907 と、携帯型記録媒体 920 との間で通信を行う記録媒体 I/F 部 905 と、ネットワークを介して通信を行う通信部 908 を有して構成される。上記 2 値画像作成部 901、コア・特徴点抽出部 902、ダミー特徴点生成部 903、ランダムフィルタ生成部 904、画像切り出し部 906、ランダム変換部 907 の処理は、クライアント 900 のプロセッサがプログラムを実行することで実現される。なお、2 値画像作成、コア・特徴点抽出、画像切出しは、例えば、特許文献 3 に開示された方法により実現できる。

【0064】

サーバ 930 は、ネットワークを介して通信を行う通信部 931 と、ランダム画像をテンプレートとして登録する登録部 932 と、テンプレートを記憶する記憶装置 933 と、認証時に新たに受信したランダム画像をテンプレートと照合して類似度を計算する照合部 934 を備えて構成される。登録部 932 及び照合部 934 における処理は、サーバ 930 がプログラムを実行することで実現される。

【0065】

ここで、類似度とは、登録時に切り出した複数のチップ画像と照合時に切り出した複数の周辺画像を各々比較したときの、一致した画像数である。類似度が大きいほど、登録指紋と照合指紋が似ていることを示す。チップ画像と周辺画像の一致/不一致は、画像を重ね合わせたときに一致したピクセル数を元に判定する。ただし、登録時と照合時で、歪みや回転などの影響により特徴点の位置がずれる場合があるため、周辺画像のサイズはチップ画像のサイズより大きくとり、チップ画像を周辺画像上で平行移動させながら、一致ピ

10

20

30

40

50

クセル数が最大になるところを探索し、その最大値を元に一致／不一致を判定する。より詳細には特許文献3の記載より理解できるであろう。

【0066】

次に、図10および図12を用いて、本実施形態における指紋の登録処理動作を説明する。

まず、クライアント900がユーザの指紋画像を取得する(S1001)。次に取得した指紋画像を2値化して、登録用2値画像1200を作成する(S1002)。ここで各ピクセルの値は、-1(白)または1(黒)とする。次に、登録用2値画像からコアおよび特徴点の位置を抽出し、コア位置を原点(0,0)として各特徴点の座標を計算する(S1003)。更に抽出した特徴点に加え、ダミー特徴点としてランダムな座標を複数生成する(S1004)。以下、本来の特徴点とダミー特徴点をまとめて特徴点と呼ぶことにする。次に登録用2値画像から各特徴点座標(X_i, Y_i)($i=1, \dots, n$)を中心に所定のサイズ($w \times w$ ピクセル)のチップ画像1201(g_i)を切り出す(S1005)。

10

【0067】

次に各特徴点に対し、ランダムフィルタペア(K_i, L_i)を作成する(S1006)。ここで K_i をランダムフィルタ、 L_i を逆ランダムフィルタと呼ぶ。ランダムフィルタ K_i のサイズは $W \times W$ ピクセル($W > w$)とし、前記第一の実施例と同様に各ピクセル値をランダムに生成する。また K_i の各ピクセル値の逆数をとったものを逆ランダムフィルタ L_i とする。次に特徴点座標と逆ランダムフィルタの組1204(X_i, Y_i, L_i)

20

【0068】

次に各チップ画像1201(g_i)をランダムフィルタ K_i を用いて変換し、ランダム画像を作成する。具体的には、チップ画像1201(g_i)の周りを0(灰色)でパディングして $W \times W$ ピクセルに拡張し、これを基底変換(数論変換またはフーリエ変換)する。基底変換後の画像1202($W \times W$ ピクセル)を G_i とする。 G_i に対してランダムフィルタ K_i を各ピクセル毎に掛け合わせることで、ランダム画像1205($G_i \cdot K_i$)を作成する。これを各チップ画像 g_i ($i=1, \dots, n$)に対して行う。作成したランダム画像 $K_i \cdot G_i$ ($i=1, \dots, n$)をサーバ930に送信する(S1008)。

サーバ930はランダム画像 $K_i \cdot G_i$ を受け取り、これをテンプレートとして登録する(S1009)。

30

【0069】

次に、図11および図12を用いて本実施形態における指紋の認証処理動作を説明する。

まず、クライアント900がユーザの指紋画像を取得する(S1101)。次に取得した指紋画像を2値化して、照合用2値画像1210を作成する(S1102)。ここで各ピクセルの値は、-1(白)または1(黒)とする。次に携帯型記録媒体920から特徴点座標と逆ランダムフィルタの組1204(X_i, Y_i, L_i)($i=1, \dots, n$)を読み込む(S1103)。次に照合用2値画像から各特徴点座標(X_i, Y_i)を中心とする周辺画像1211(f_i)を切り出す(S1104)。周辺画像のサイズは $W \times W$ ピクセルとする。

40

次に周辺画像 f_i を基底変換(数論変換またはフーリエ変換)した画像1212(F_i)と、逆ランダムフィルタ L_i とを、各ピクセル毎に掛け合わせることで、ランダム画像1214($F_i \cdot L_i$)を作成する。これを各周辺画像 f_i ($i=1, \dots, n$)に対して行う。作成したランダム画像 $F_i \cdot L_i$ ($i=1, \dots, n$)をサーバ930に送信する(S1105)。

【0070】

サーバ930は、ランダム画像 $F_i \cdot L_i$ を受け取り、テンプレート中の各ランダム画像 $G_i \cdot K_i$ と照合してチップ画像1201(g_i)と周辺画像1211(f_i)の一致／不一致を判定する。具体的にはランダム画像同士をピクセル毎に掛け合わせる。 L_i の

50

各ピクセル値は K_i の各ピクセル値の逆数であったので、掛け合わせることで打ち消しあい、 $(F_i \cdot L_i) \cdot (G_i \cdot K_i) = F_i \cdot G_i$ となる。これを逆基底変換（逆数論変換または逆フーリエ変換）し、 f_i と g_i の相関画像 1215 を得る。相関画像上の座標 (X, Y) におけるピクセル値は、チップ画像 g_i を周辺画像 f_i 上で (X, Y) だけ平行移動して重ね合わせたときの相関値を表す。2 値画像の各ピクセル値は -1（白）と 1（黒）であったため、

相関値 = (白黒が一致したピクセル数) - (白黒が不一致のピクセル数)
 = $2 \times$ (白黒が一致したピクセル数) - $W \times W$
 となる。

【0071】

そこで相関画像上のピクセル値（相関値）の最大値を所定のしきい値と比較することで、2 値画像 f_i と g_i の一致 / 不一致を判定することができる。このように各チップ画像、周辺画像の対毎に一致 / 不一致を判定し、一致した画像の数をカウントして類似度とする (S1106)。最後に類似度を所定の認証しきい値と比較し、認証しきい値以上なら指紋が一致したと判定し、認証しきい値未満なら不一致と判定する (S1107)。

【0072】

以上のように、本実施形態の指紋認証によれば、指紋のチップ画像および周辺画像をランダムフィルタおよび逆ランダムフィルタにより攪乱してからサーバへ送信するため、サーバは元の画像を知ることができないにも拘わらず、相関値の計算が可能となる。これにより、ユーザはサーバに対して指紋を秘匿したまま指紋認証を受けることが可能となる。なお、第一の実施形態のように指紋画像全体を変換、照合する方法も考えられるが、指紋は指静脈と異なり歪みが生じやすいため、画像全体の相関に基づく照合では十分な認証精度が得られないことがある。これに対し、画像を局所的に見て一致 / 不一致を判定することで、歪みの影響を低減することができる。特に指紋の特徴点（端点または分岐点）周辺は特殊な構造を持つため、指紋の識別に好適である。

【0073】

本実施形態においては、特徴点座標を記録しておく必要がある。特徴点座標はそれ自体が指紋を識別するのに有力な情報であり、一種の指紋情報であると言える。このため、クライアントから特徴点座標が漏洩した場合、指紋を偽造するための手がかかりとなる可能性がある。そこで本実施形態では、ダミー特徴点を追加することによって、このような危険性を排除できる。ダミー特徴点のチップ画像は本人の指紋のみならず他人の指紋でも一致する確率が高いため、本来のチップ画像のみを使った場合と比較して本人 / 他人とも一致チップ数（類似度）が増加するが、その分だけ認証しきい値を適切に増加させれば、精度が劣化することはない。

【0074】

なお、本発明は、上記実施形態に限定されずに、更に種々変形して実施することができる。例えば、図1の例では、指静脈センサ110から個人の生体情報を採取して、クライアント100内で登録画像及び照合画像を作成する等の処理を行う構成としている。しかし、他の変形例によれば、図1に示したクライアント100内の諸機能101～105を指静脈センサ110と共に一体的に実装することにより生体デバイスを構成することも可能である。この構成の生体デバイスによれば、生体デバイスを携帯して、任意の時、場所で個人の生体情報を採取して個人認証に利用することができる。なお、本発明は上記実施例に記載した指静脈や指紋による認証に限らず、手相や他の生体情報による認証にも適用できることは言うまでもない。

【図面の簡単な説明】

【0075】

【図1】一実施形態におけるキャンセル指静脈認証システムの構成を示す図。

【図2】一実施形態における指静脈の登録処理および認証処理を示すフロー図。

【図3】一実施形態におけるランダム変換の処理を示すフロー図。

【図4】他の例によるランダム変換の処理を示すフロー図。

10

20

30

40

50

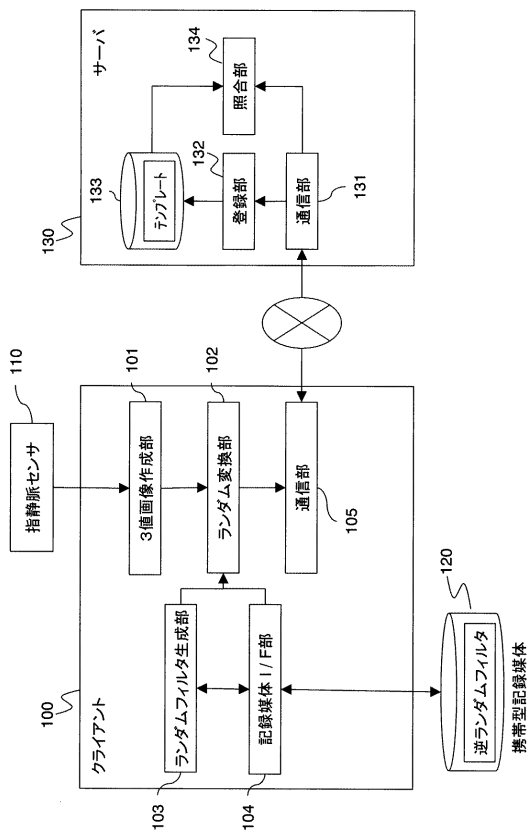
- 【図5】他の例によるランダム変換の処理を示すフロー図。
- 【図6】一実施形態における照合処理の詳細を示すフロー図。
- 【図7】一実施形態における復元困難性の向上理由を説明するための図。
- 【図8】一実施形態におけるテンプレート更新方法の処理を示すフロー図。
- 【図9】第二の実施形態におけるキャンセル指紋認証システムの構成を示す図。
- 【図10】第二の実施形態における指紋の登録処理を示すフロー図。
- 【図11】第二の実施形態における指紋の認証処理を示すフロー図。
- 【図12】第二の実施形態における指紋の登録・認証処理の詳細を示すフロー図。

【符号の説明】

【0076】

- | | |
|--------------|-----------------|
| 100：クライアント | 101：3値画像作成部 |
| 102：ランダム変換部 | 103：ランダムフィルタ生成部 |
| 104：記録媒体I/F部 | |
| 105：通信部 | 110：指静脈センサ |
| 120：携帯型記録媒体 | 130：サーバ |
| 131：通信部 | 132：登録部 |
| 133：記憶装置 | 134：照合部 |

【図1】



【図2】

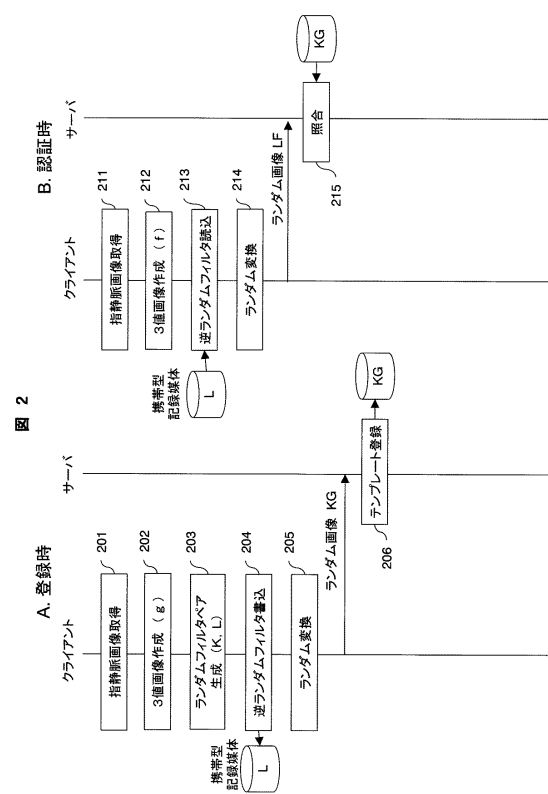
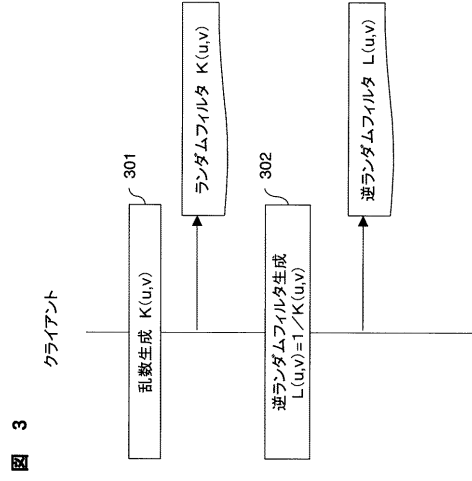


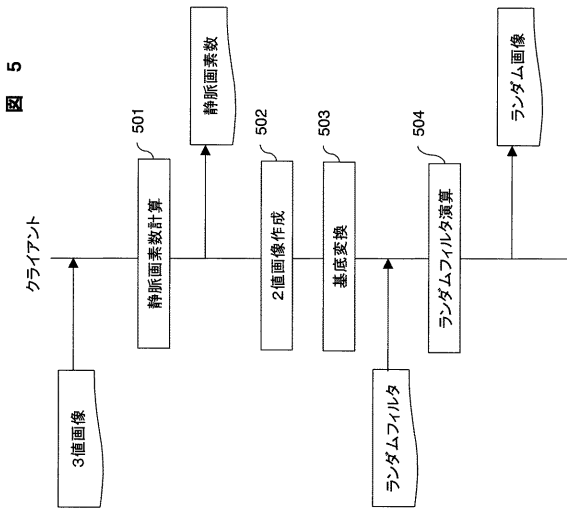
図 1

図 2

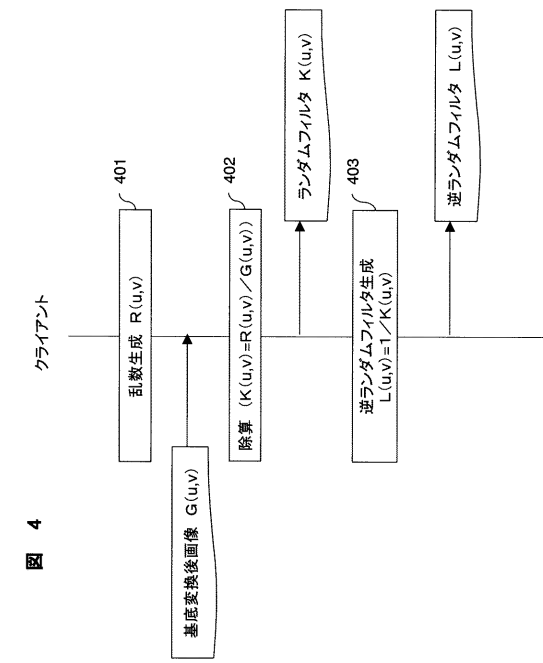
【 図 3 】



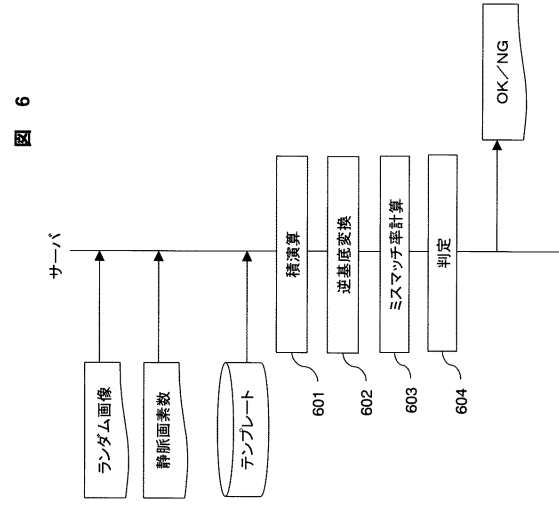
【 図 5 】



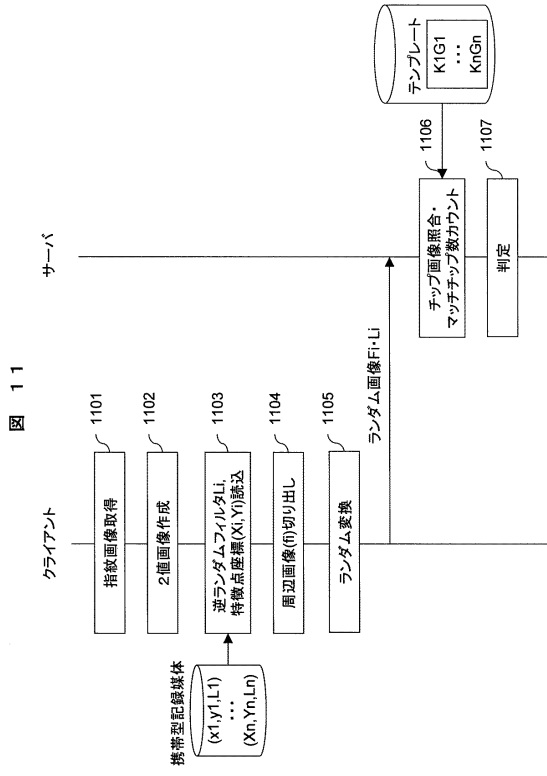
【 図 4 】



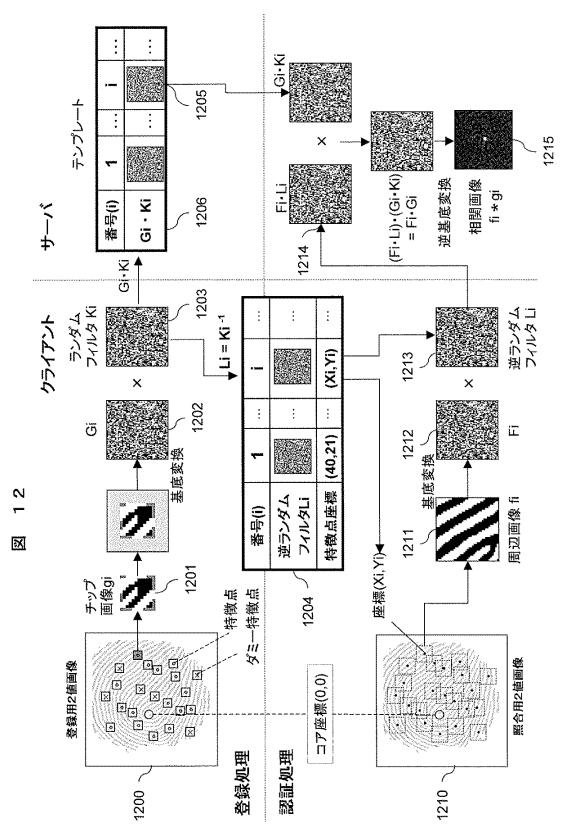
【 図 6 】



【 図 1 1 】



【 図 1 2 】



フロントページの続き

(72)発明者 日野 英逸

神奈川県川崎市麻生区王禅寺 1 0 9 9 番地 株式会社日立製作所システム開発研究所内

(72)発明者 三村 昌弘

神奈川県川崎市麻生区王禅寺 1 0 9 9 番地 株式会社日立製作所システム開発研究所内

審査官 新井 則和

(56)参考文献 特開 2 0 0 4 - 2 6 6 6 4 6 (J P , A)

特開平 1 1 - 2 5 0 2 6 1 (J P , A)

(58)調査した分野(Int.Cl. , DB名)

G 0 6 T 7 / 0 0